

告 示

埼玉県告示第百二十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市大宮区、中央区、浦和区、緑区

四 作業期間

令和六年一月十五日から令和六年三月十五日まで